

総管第4308号
平成19年 7月13日

高架下利用等審議会 会長 殿

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直 ㊞

高架下利用等審議会の設置に関する規程第2条に基づき、下記事項について、高架下利用等審議会のご意見を承りたく、諮問いたします。

記

- 一 個別の高架下利用計画の策定、特定連結路附属地における利便増進施設の占用許可及び高速道路と連結する利便施設等又は通路等の連結許可に関する事項
- 二 その他高架下利用計画の策定、特定連結路附属地における利便増進施設の占用許可及び高速道路と連結する利便施設等又は通路等の連結許可に関し必要となる事項

以上